

自治会が主体となって実施する除雪活動にかかる経費の一部を補助します。

(上限：75,000円/地区 補助率：2/3)

1. 対象事業等

◆ 補助事業者

- 町内自治会とする（複数自治会での実施も可。）

◆ 対象

- 沿線に住宅が1戸以上ある生活道路（個人や法人等特定の者が行うものは対象外）※田畑等への進入経路等は対象外
- 自治会の管理する集会所等の施設（コミュニティ活動の拠点又は避難所としての機能を有するもの）

◆ 補助金の内容

① 除雪にかかる経費への補助金

- ・ 除雪活動を行うために必要な以下の経費に対し、補助率2/3を乗じた額

経費の種別	内容
消耗品費	融雪剤等の消耗品・除雪機械の消耗部品等
修繕費	除雪用機械の修繕費等（借上機械含む）
燃料費	除雪用機械等に要した燃料費
委託料	業者・個人に除雪を依頼した場合の委託料
使用料・賃借料	除雪機械等の借上料等

② 除雪を行ったことに対する補助金

- ・ 自治会員自らが除雪活動を行った場合（業者等へ委託した場合は除く）期間中の延べ除雪延長に1,500円/100mを乗じた額（道路）、延べ除雪面積に250円/100㎡を乗じた額（集会所等）

上記①と②を足した額（上限75,000円）の補助金を交付します。

【補助金算出例】

例1) 業者に地区内の除雪を150,000円で委託した場合。

① $150,000円 \times 2/3$ （補助率）=100,000円 > 75,000円・・・ **補助金75,000円**

例2) 借りた機械やスコップ等で、600mの除雪を5回（延べ3,000m）自治会員で行い、機械借上料・燃料費等に30,000円要した場合。

① 借上料等30,000円 $\times 2/3$ （補助率）=20,000円

② $3,000m \times 1,500円/100m = 45,000円$

①+②=65,000円 < 75,000円・・・ **補助金65,000円**

【お知らせ】地域除雪活動支援事業について

2. 事務手続

◆ 交付申請

- 事前に交付申請を行ってください。
- 交付申請には事業計画書と除雪路線図、除雪箇所図を添付して頂きます。

※申請時点ではどの程度雪が降るのか不明であるため、想定で結構です。

- 事業計画書の策定にあたっては、一人暮らしのお年寄りなど困っている方がおられないか、地域で話し合ってみてください。
- 交付決定日以降実施した事業が補助対象となります。

早めの申請をお願いします。

◆ 事業実施

- 積雪の状況に応じて、除雪活動を行ってください。（事故やケガには十分注意を！！）
- 降雪の前でも除雪機械の準備や消耗品の購入等は補助対象となります。（除雪に関係ないと思われるものは補助対象となりません。補助対象内容について不明な点はお問い合わせください。）

➤ **領収書（レシート）や写真撮影を忘れないようにしてください。**

※写真は、実施日ごとに撮影してください。

◆ 実績報告

- 事業完了後、3月15日頃までに実績報告書を提出してください。
- 実績報告書には内訳書・路線図・除雪活動を実施したことがわかる写真・領収書（写し）を添付してください。
- 審査の後、補助金を交付します。

3. 事業スケジュール例

